議案第１２７号

長野市営茶臼山運動場ほか５施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市営茶臼山運動場ほか５施設の指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、長野市営茶臼山運動場ほか５施設の指定管理者を次のとおり指定する。

１	施設の名称	長野市営茶臼山運動場ほか５施設 （詳細は別表のとおり）
２	指定管理者の名称	株式会社フクシ・エンタープライズ
	所在地	東京都江東区大島一丁目９番８号
	代表者	代表取締役　福士　朝尋
３	指定の期間	令和　９年　４月　１日から 令和１４年　３月３１日まで

別　表

施　設　の　名　称
長野市営茶臼山運動場
長野市営茶臼山屋内運動場
長野市営篠ノ井体育館
長野市営茶臼山テニスコート
長野市営アーチェリー場
長野市営茶臼山スケートパーク